
宮城県行政改革・行政運営
プログラム
—改訂版—

平成28年3月
宮 城 県

はじめに

東日本大震災から5年が経過した現在は、宮城県震災復興計画に定めた「再生期」となります。この「再生期」は、震災からの「復旧」にとどまらない抜本的な「再構築」に向けた取組を具体化し、将来の発展に向けた種をまく重要な時期です。

「宮城の将来ビジョン」では、「県民一人ひとりが、美しく安全な県土にはぐくまれ、産業経済の安定的な成長により、幸福を実感し、安心して暮らせる宮城」を将来像としており、それは震災を経ても変わらずに目指す姿です。その実現に向けて、引き続き、被災された方々の生活再建と被災地の産業再生に最優先で取り組むとともに、少子高齢・人口減少社会の到来といった現代社会の諸課題を踏まえ、地方創生の取組を活用しながら将来に向けた先進的な地域づくりに挑戦し、「創造的な復興」を推進していく必要があります。

もとより、震災からの復興の主役は県民一人ひとりであり、さまざまな活動主体が復興に向けて取り組む必要があります。「創造的な復興」は、これまでの枠組みにとらわれることなく、民間等の力も最大限に活かし、震災がなければ実現できなかったような事業にも取り組み、「ふるさと宮城」の再生と更なる発展につなげていこうとするものです。

一方、県では、限られた人員で引き続き復興事業など多くの業務を実施していかなければならないことから、職員の生産性を向上させるとともに、業務の見直しや仕事の進め方の効率化に組織的に取り組むことが、ますます重要になっています。

そのためにも、職員一人ひとりが、未だ困難な生活を余儀なくされている方々に心を寄せ、一日も早い復興への願いに応える強い使命感と誇りを持って業務にあたるとともに、前向きに知恵を出し合い、将来を見据えた新たな取組に果敢に挑戦していく組織へと成長していくことが求められます。

この行政改革・行政運営プログラムは、「再生期」の平成26年度から平成29年度までの4年間で改革の推進期間とし、このたび、推進期間の折り返しに当たり、策定当初の運用スケジュールどおり、取組内容に関して、現状に即した内容に改める「中間見直し」を実施いたしました。残すところ2年の推進期間となりましたが、全庁を挙げて、より一層効率的・効果的な事務事業の推進に努めてまいります。

将来、震災を乗り越え、すばらしい宮城になったと評されるよう、県庁一丸となって、復興に携わる多くの皆さんと共に、「創造的な復興」の実現に向けて力強く歩んでまいります。

平成28年3月

宮城県知事 村井 嘉浩

目次

I 策定の趣旨	1
1 継続的な行政改革の必要性	1
(1) 復興に向けた施策の推進	1
(2) 社会経済情勢の変化への対応	1
(3) 地方分権型社会の実現	1
(4) 持続可能な財政運営の確立	2
2 宮城県における行政改革の取組	2
(1) これまでの経緯	2
(2) 「行革推進プログラム2010」の取組	3
(3) 「震災復興に向けた新たな行政運営の方針」の取組	4
II 基本的な考え方	6
1 プログラムの位置付け	6
2 改革の推進期間	6
3 基本理念	6
4 「再生期」に求められる行政運営の視点	6
5 進行管理の方法	7
III 改革の柱	8
改革1 復興を支えるための事業の選択と集中・体制づくり	8
改革2 さまざまな課題に対応するための多様な主体との連携	8
改革3 前例のない課題に挑戦し乗り越えていくための行政能力の向上	8
改革4 持続可能な財政運営の確立	9
IV 具体的推進事項	10
推進項目及び具体的推進事項一覧	10
改革1	12
改革2	22
改革3	34
改革4	50

I 策定の趣旨

1 継続的な行政改革の必要性

(1) 復興に向けた施策の推進

本県では、東日本大震災以降、甚大な被害からの復旧・復興を県政の最優先課題とし、行政運営についても平成23年10月に「震災復興に向けた新たな行政運営の方針」を策定して、「宮城県震災復興計画（以下「震災復興計画」という。）」の趣旨に沿った着実な復旧・復興を支えていく行政運営への転換を図ってきました。

「震災復興計画」では、平成26年度から平成29年度までの4年間を「再生期」と定めており、被災された方々に寄り添い、被災市町に最大限の支援を行いながら、復旧・復興を更に加速するとともに、「宮城の将来ビジョン（以下「将来ビジョン」という。）」に掲げた宮城の将来像を実現するため、地方創生の取組をはじめ、新たな取組に挑戦していく必要があります。「再生期」においては、被災者の生活再建や地域経済の再生など復旧・復興に向けた施策を最優先事項として、震災の風化を防ぎながら、民間をはじめ多様な主体が中心となって芽生え始めた「創造的な復興」の取組を推進していくことが求められます。

県の行政運営に当たっては、復旧・復興関連事業の一層のスピードアップを図るため、復興事業へのシフト・重点化と効率的・効果的な事務事業の実施に引き続き取り組んでいくことが必要です。

(2) 社会経済情勢の変化への対応

震災発生前から、少子高齢化の進展とそれに伴う労働力人口の減少、医療・介護ニーズの増大、地域コミュニティにおける活力の低下など、さまざまな課題に直面しており、それは震災により一層深刻化したと言えます。更には、経済のグローバル化、環境問題、エネルギー問題など、多くの課題を抱えており、こうした社会経済情勢の変化に対応しながら、安定的かつ効果的に行政サービスを提供していくためには、組織として常に変化していかなければなりません。

また、県民生活を支えるインフラの多くは高度成長期以降に整備されており、それらの老朽化が課題となっていますが、県財政は依然として厳しい状況が続くことから、更新・長寿命化などを計画的に行う必要があります。

「再生期」は、将来を見据えた新たな取組に挑戦していく時期であることから、職員が前向きに知恵を出し合い、困難な課題も乗り越えていける組織へと成長していくことが求められます。

(3) 地方分権型社会の実現

地方分権改革については、「義務付け・枠付け」の見直しや市町村への権限移譲など、一定の進展が見られますが、国から地方への事務・権限の移譲については、いまだ十分とは言えない状況です。

未曾有の大震災を経験した本県としてはその教訓を踏まえ、地方が十分な権限と財源を持ち、地域の実情に応じた的確な施策を実行することで、地域を活性化し、住民の福祉の向上を図る「地方分権型道州制」へと国と地方のあり方を変えていく必要があると考えています。

道州制は単なる都道府県の合併・再編ではなく、国の内政の権限を地方に大幅に移し地方分権型の国家体制に創り変えていく一大改革です。そのため、県と市町村の連携を強化するとともに、現

在は国が担っている大きな権限を道州が担うことから、それに伴う重い責任と負担に対応できる組織と人材が求められます。

県ではこれまでも、地方分権型社会に対応できるよう、さまざまな取組を進めてきましたが、将来的な道州制の導入を見据え、より広い視野に立った政策企画力を養うなど職員の能力向上を図っていく必要があります。

また、地方分権改革を推進するためにも、県行政に対する県民からの信頼が基礎となることから、一層公正で適切な行政運営の確保に努めなければなりません。

(4) 持続可能な財政運営の確立

県では、平成11年の財政危機宣言以降、「歳出構造改革」、「財政再建推進プログラム」、「新・財政再建推進プログラム」及び「第3期財政再建推進プログラム」に基づき、職員数の純減などによる人件費の抑制や事務事業の不断の見直し、投資的経費の抑制、県有資産の有効活用など、歳出抑制・歳入確保に取り組んできました。

震災後は、最重要課題である震災からの復旧・復興を強力に推進するため、国の制度や支援を最大限活用しつつ独自財源も積極的に利用し、復旧・復興事業へ可能な限り財源を集中させてきました。

今後も多くの復旧・復興事業に取り組む一方で、将来的に県財政が破綻することがないように、十分に配慮していく必要があります。そのため、事務事業の実施に当たっては、必要性、適時性や優先度を勘案しながら徹底した見直しを行うなど、限られた資源を有効に活用していかなければなりません。

「震災復興計画」及び「将来ビジョン」を推進し、ふるさと宮城の再生とさらなる発展を実現していくためにも、財政の健全化を図り、持続可能な財政運営を実現することが今後の県政運営に不可欠です。

2 宮城県における行政改革の取組

(1) これまでの経緯

県では、昭和50年代から行政改革に取り組み、平成9年からは「新しい県政創造運動」として全庁をあげて新しい行政システムの構築を進めました。平成18年度からは、「新しい県政創造運動」の成果と反省を踏まえ、新たに策定した「宮城県行政改革プログラム」に基づき行政改革を進め、その後、その基本理念を継承しつつ、平成22年3月に「行革推進プログラム2010」を策定し、「『富県共創』を支え地域が主役となる社会に対応した行政経営の確立」と「財政危機の克服」を目標として、さらなる行政改革に取り組むこととしました。

そうした中、平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、震災復興が県政の最優先事項となったことから、「震災復興に向けた新たな行政運営の方針」を策定し、震災からの復興にシフトした行政運営を行う一方、「行革推進プログラム2010」については、震災の影響による見直し作業は行わず実施可能なものについて取組を進めてきました。

(2) 「行革推進プログラム2010」の取組

平成22年度からの4年間を対象とした「行革推進プログラム2010」は、東日本大震災の発生により、その取組を計画どおり実施することは困難になりました。

震災前から取り組まれていたものを中心に継続して実施した取組もありましたが、全庁的な検討を要するような新たな取組については、震災復興業務を優先するため、実施できないものがありました。

一方、震災後の課題に対応し、市町村への支援の強化や新たな媒体等を活用した積極的な広報、県民意識調査の実施などについては、当初の予定よりも拡充した取組を行いました。

改革1－共創－多様な主体の力を最大限に高めた公共サービスの実現

主な取組

- 民間企業等との役割分担と連携
 - ・指定管理者制度導入施設におけるモニタリング・評価の開始（平成22年度から）
- 地方主権型社会実現のための市町村への支援
 - ・権限移譲（平成22年度：62事務，平成23年度：5事務，平成24年度：6事務）
 - ・県職員派遣，任期付き職員の採用・派遣，他都道府県の市町村職員等の派遣調整等
- 公社等外郭団体との役割分担の適性化
 - ・平成23年度 解散2団体
 - ・平成24年度 解散3団体，出資関係解消2団体
 - ・平成25年度 解散2団体

震災の影響等により実施されなかった取組

- ・県民との協働による事業の実施（モデル事業の実施，「県民協働参画事例集」の作成と周知，職員に対する研修等の普及啓発）
- ・広域連携について職員の意識向上を図るための取組（広域連携の行動指針の作成，県が行う事務事業について，広域連携の可能性の検討プロセスを設ける仕組みの実施）

改革2－向上－県民視点に立って事業展開できる行政能力の充実・強化

主な取組

- 政策企画力の向上
 - ・新たな職員提案制度を創設（平成23年度から）
- 県民ニーズの把握の推進
 - ・県民意識調査の実施（平成24年度から：震災復興計画に基づく取組を調査対象に追加，隔年実施から毎年調査へ変更，調査内容の改善の実施）
- 県民サービスのさらなる向上
 - ・全職員を対象とした「サービス向上自己点検」を実施（平成24年度から）

震災の影響等により実施されなかった取組

- ・定期的な職場訪問・職場報告及び情報交換内容の文書化についての効果的手法の検討（各職場による自主的な現場訪問・報告・情報共有は実施）

改革 3－最適化－行政資源の効果的・効率的な配分による事業展開の推進

主な取組

- 県政の透明性向上と説明責任の強化
 - ・ ホームページの見直し（平成 24 年度に新たなホームページ作成システムを導入）
 - ・ ソーシャル・ネットワーキング・サービス¹など新たな媒体やパブリシティ²を活用した積極的な広報を実施
- 事務事業見直しの推進
 - ・ 震災を受けて平成 23 年度当初予算について抜本的な見直しを実施
 - ・ 復旧・復興事業に最優先で取り組むため、予算編成段階で通常の事務事業を見直し
- 組織体制等の見直し
 - ・ 震災復興等の課題に応じ柔軟に、課室の再編や新設、増員等を実施
- 行政資源等の保全対策と有効活用
 - ・ 各施設の維持管理（長寿命化）計画の策定や改訂
 - ・ 新メディアの創出や命名権（ネーミングライツ）導入資産の拡充などによる、広告収入の確保
- 地方公営企業の経営改善
 - ・ 企業債残高が目標額まで減少（見込み）（広域水道・工業用水道事業）
 - ・ 県立病院の一般地方独立行政法人への移行（平成 23 年度）

震災の影響等により実施されなかった取組

- ・ 総務事務の全庁集約化の検討・実施
- ・ 公共事業のコスト縮減対策（取組実績の把握・集計不能）
- ・ 県業務継続計画（BCP）³の策定（大規模震災編・新型インフルエンザ編）
- ・ 議会庁舎・合同庁舎の「中・長期保全計画」の策定

（3）「震災復興に向けた新たな行政運営の方針」の取組

「震災復興に向けた新たな行政運営の方針」は、職員全体が一丸となって震災復興に向けた取組を常に意識し、「将来ビジョン」及び「宮城県震災復興計画」の趣旨に沿った着実な復旧・復興を支えていくため、復興計画における復旧期（平成 23 年度～25 年度）を対象期間に、行政運営に当たっての具体的な方針として策定したものです。

この方針では、県庁の総力を結集して、「復旧」にとどまらない抜本的な「再構築」の実現に向けて、東日本大震災からの復興にシフトした行政運営への転換を図ることとしています。

1 一層の選択・集中と最適化の推進 ～事務事業全体の大胆な見直しを中心に～

主な取組

- 事務事業の見直し
- 宮城県震災復興本部の設置や震災復興・企画部の設置、復興業務を担う課室の新設、任期付き職員の採用など復興を推進する体制を整備

¹ ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）：登録された利用者同士が交流できるインターネットを利用したサービス。最近では、会社や組織の広報としての利用も増えている。

² パブリシティ：新聞記事やテレビのニュースなどマスメディアを通じて情報を伝えること。

³ 業務継続計画（BCP）：大災害などの非常時に重要な業務を継続するための対応を示した行動計画。

- 県職員の派遣，事務受託，任期付き職員の採用・派遣，他都道府県の市町村職員等の派遣調整等の市町村支援

2 一層の共創の推進 ～民間の知恵・力の活用と多様な主体との協働・連携～

主な取組

- 仙台空港とその周辺地域の活性化に向けた検討，推進体制整備
- 復興支援センターや復興支援員を配置するなど，被災地の実情に応じた地域づくりを支援
- 地域課題の解決に取り組むNPO等に対する助成など，活動基盤整備のための支援

3 早期の復旧に向けた行政活動の推進 ～サービス体制と情報発信力の強化～

主な取組

- 支援体制の充実
 - ・子どもの心のケアチーム，宮城県サポートセンター支援事務所，みやぎ心のケアセンター，みやぎ被災聴覚障害者情報支援センター，東日本大震災営農生活相談所・早期営農再開支援センター，宮城県産業復興相談センター，中小企業経営支援特別相談窓口の設置
 - ・スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー⁴の活用
- 国に対し復興に必要となるさまざまな提案・要望を実施
- 各種情報を多様な媒体を活用して積極的に発信（被災者生活支援，地域の復旧・復興，放射線・放射能等）

4 財源確保対策 ～着実な復興事業の実施に向けて～

主な取組

- 財政の健全性・持続性に十分配慮しつつ，可能な限り積極的に震災に対応した財政運営を実施
- 国の制度や支援の最大限の活用
- 独自財源の活用も踏まえた復旧・復興事業への財源の集中
- 収入未済の縮減と未然防止への取組
- 公共土木建築施設の維持管理（長寿命化）計画の策定

5 危機管理体制の再構築

主な取組

- 東日本大震災の対応検証，記録の取りまとめ・公表
- 県地域防災計画，災害対応対策マニュアル等，各種計画・マニュアルの見直し
- 土木部業務継続計画（BCP）の見直し
- 企業局業務継続計画（BCP）の策定
- 県防災行政無線システムの更新

⁴ スクールソーシャルワーカー：社会福祉の専門的な知識，技術を活用し，問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ，家庭，学校，地域の関係機関の連携を図ることで，児童生徒の問題解決を支援する専門家。

II 基本的な考え方

1 プログラムの位置付け

「震災復興計画」の基本理念や「将来ビジョン」で示した将来像の実現に向けて、「創造的な復興」を加速し、ふるさと宮城の再生とさらなる発展を支えていく行政改革・行政運営の具体的な方針と取組を示すものです。

2 改革の推進期間

平成26年度から29年度までの4年間（「震災復興計画」における「再生期」）

3 基本理念

「県政の質の向上」の追求

本プログラムの対象期間は、「震災復興計画」の「再生期」に当たり、引き続き復興事業など多くの業務を実施していく中で、これまで経験したことのない課題に直面することが見込まれます。

そのため、本プログラムでは、人員や財源に限られる中でも、職員個々の能力を高めるとともに、個々の力の総和以上の力が発揮できる組織へ成長することで、復興を加速し、あるいはより県民満足度の高いサービスを提供するといった「県政の質の向上」を追求することを、基本理念とします。

4 「再生期」に求められる行政運営の視点

（1）復興事業への重点化、選択と集中

震災からの早期復興を最優先課題とする本県において、「再生期」は震災復興計画に掲げた「復旧」にとどまらない抜本的な「再構築」に向けた取組を具体化していく重要な時期となります。復興事業の一層のスピードアップが期待されている中、限られた行政資源（ヒト・モノ・カネ）を復興事業にシフトさせ重点的に取り組んでいく必要があります。

県が担うべき役割とは何か、今必要な業務なのかという視点で事務事業を見直すとともに、業務の無駄をなくし効率化することにより、生み出された人員や予算を復興事業など真に必要な事務事業に充てていくという、効率的な行政運営が求められます。

（2）多様な主体と「共に」復興を実現するという姿勢

復興に向けた取組は、国・県・市町村、県民・NPO団体・専門機関・民間企業等さまざまな主体が行っており、それらの「総力を結集した復興」は震災復興計画の基本理念でもあります。これまでの復興支援活動の中で生まれた新たなつながりや協働の実績を十分に生かすとともに、それぞれの活動や専門性に敬意を払い、県の役割を前向きに探りながら、復興という共通の目標に向かい、共に進んでいくという姿勢が引き続き求められます。

(3) わかりやすく積極的な情報発信

復旧・復興事業の実施に当たっては、県民の理解や関係機関の協力が不可欠であり、情報を共有しつつ共通の認識のもとに進めていかなければなりません。そのために、より積極的な情報発信に取り組んでいく必要があります。県民が復興を実感でき、将来の展望が描けるような、わかりやすい情報発信が一層求められます。

復興は前例のない取組も多く、不測の事態への対応や計画変更も想定されることから、事業の進捗や結果のみならず、当初計画から変更となった場合の理由等も含め、積極的に説明責任を果たしていく必要があります。

(4) 前例のない課題に挑戦し乗り越えていく組織への成長

復興の過程では、新たな課題や困難な課題が生じる中で、職員はその解決に積極果敢に挑戦していく意欲と姿勢が求められます。また、「震災復興計画」に掲げる基本理念や「将来ビジョン」で示した将来像を実現するために、モデル的・先進的な事業を企画立案し、遂行していく能力がこれまで以上に必要とされます。

そのためには、職員個々の取組として捉えるだけでなく、職員の意欲や能力を十分に引き出し、生かせる組織としていく必要があります。効率的で効果的な仕事の進め方や県民サービスの一層の向上について、小さな改善であってもその姿勢や取組を評価する組織風土にしていく工夫や、職員のモチベーションを向上させ、前向きに知恵を出し合い、成果を上げていく職場としていく工夫が求められます。

5 進行管理の方法

毎年度、事業の実施状況を確認し、県ホームページ等で公表します。

平成27年度までの2年間の進捗状況を踏まえ、平成27年度末にプログラムの見直しを行いました。

Ⅲ 改革の柱

改革 1 復興を支えるための事業の選択と集中・体制づくり

- ・本県の最優先課題である震災からの復旧・復興を着実に進め、さらなる加速化を図るため、限られた行政資源を効率的・効果的に配分した事業展開を推進します。
- ・膨大な復興関連業務に対処していくため、そのときどきの課題に応じ、柔軟に組織体制を整備するとともに、発注業務を円滑に進めるため外部委託の活用などを進めます。
- ・震災の経験を踏まえ、地域防災計画の継続的な見直しを始め、防災体制の整備を行うとともに、業務継続計画（BCP）の策定・見直しを行い、非常時の基本的な対応体制を構築します。
- ・津波による被害が大きい沿岸の被災市町に対しては、引き続き職員確保に対する支援や災害公営住宅整備事業の業務受託をはじめ、復旧・復興関連事業を円滑に進めていくための支援を継続します。

改革 2 さまざまな課題に対応するための多様な主体との連携

- ・地方分権型社会の実現に向け、住民に最も身近な基礎自治体である市町村が自らの判断と責任によるまちづくりや、各地域における地方創生の取組などを進めていけるよう支援するとともに、協働体制をより強化し、市町村と県がそれぞれの役割を果たせるよう総合的な調整を図ります。
- ・県民ニーズは一層多様化、複雑化しており、行政だけでそうした個別のニーズに応えることは難しく、NPOやコミュニティ組織、民間企業など多様な主体の持つ力を活かしていかなければなりません。本県では、各地域で多様な主体が復興支援活動等に取り組んでおり、今後も共に地域を創っていく「公共」の担い手として、そうした活動を下支えするとともに、協働・連携を進めます。

改革 3 前例のない課題に挑戦し乗り越えていくための行政能力の向上

- ・復旧・復興を加速し「創造的な復興」を成し遂げるとともに、新たな課題に対応できる行政基盤の確立に向け、内部統制システムの構築をはじめ、県民の信頼性を確保しつつ、業務の効果や効率性を高め、職員の意識改革や資質の向上にもつながる体制の整備を図ります。
- ・現場の課題やニーズを積極的に捉え、それを政策立案に反映させていく能力を向上させていくとともに、個々の職員や各職場の業務改善実績や提案を全庁で活用し、より効率的な行政運営を行います。
- ・限られた人材を重要度・緊急度の高い業務に優先的に配置するため、仕事の進め方を見直し、前例にとらわれることなく創造的な業務改善に取り組むとともに、一層の情報システムの活用などにより、効率的な業務執行と県民サービスの向上を図ります。
- ・多様な媒体を活用した広報活動や情報公開を推進します。特に、復興の進捗状況や放射性物質検査結果など、県民の関心が高い事項については、わかりやすく積極的な情報発信を行います。
- ・広聴活動や県民意識調査により、県民ニーズや地域課題を的確に把握し、施策に活用していきます。

- ・復旧・復興事業により業務量が増加し、限られた人材が復興事業へ集中する中で、職員一人ひとりが県民の満足度を高められるような仕事を実践できるよう、さらなるサービスの質の向上を図ります。
- ・地方分権型社会の実現に向け、地方分権改革の取組を着実に実行するとともに、国から地方への権限・財源のより一層の移譲に向けた取組や道州制の導入に向けた議論を促進する取組を進めます。

改革4 持続可能な財政運営の確立

- ・「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画【再生期】」に掲げる迅速かつ着実な復興と将来ビジョンを実現するために、「財政の健全化と持続可能な財政運営の実現」と「迅速かつ創造的な復興のための予算の重点配分の実現」を目標にした「みやぎ財政運営戦略」を策定し、歳入歳出両面にわたる対策に計画的に取り組みながら、予算の重点化や財源の有効活用を進めます。
- ・「第Ⅳ期宮城県公社等外郭団体改革計画」に基づいた助言・指導を通して、公社等のさらなる自立的な運営を促進します。
- ・工業用水道事業及び広域水道事業について、「新水道ビジョン」を策定し、計画的に経営の健全化を推進します。
- ・県が保有する庁舎や道路・橋梁等の公共土木施設等は、今後、老朽化により維持管理・更新経費の増加が見込まれることから、適切な管理と計画的な補修等による長寿命化に取り組み、将来的な維持更新経費の軽減・平準化を図るとともに、県有財産の有効活用を進めます。

IV 具体的推進事項

改革の柱ごとに、次のような項目に取り組んでいきます。

推進項目及び具体的推進事項一覧

推進項目名 (17)	具体的推進事項 (39)	頁
改革1 復興を支えるための事業の選択と集中・体制づくり		
1 実施事業の選択と集中	(1) 再生期における事業重点化の方針の策定	12
	(2) 復興事業の加速化のための事務事業の見直し	12
2 復興を加速化する体制の整備	(1) 復興にシフトした柔軟な組織体制の整備	13
	(2) 発注業務の円滑化	14
3 危機管理体制の充実強化	(1) 防災体制の整備	15
	(2) 県業務継続計画(BCP)の策定・運用	17
4 市町村に対する復興に向けた支援	(1) 被災市町村に対する支援	18
改革2 さまざまな課題に対応するための多様な主体との連携		
1 市町村と連携した事業の推進	(1) 市町村と連携した事業の推進	22
2 民間の知恵・力を活かした効果的な事業の推進	(1) 民間活力の導入による公共サービスの提供	24
	(2) 民間との協働による事業の推進	25
	(3) 空港民営化を核とした地域活性化の推進	26
	(4) 大学等の研究機関との連携	27
	(5) 地方独立行政法人との連携	28
3 県民・NPO等との協働の推進	(1) 公益的な活動を行う多様な主体との協働の推進	29
	(2) 県民参加による事業の推進	31
改革3 前例のない課題に挑戦し乗り越えていくための行政能力の向上		
1 内部統制の整備	(1) 内部統制システムの構築	34
	(2) 内部統制システムの運用	34
2 「人財」育成	(1) 研修の充実	35
	(2) 政策企画力の向上	36
3 仕事の進め方の効率化	(1) 職場環境の改善	37
	(2) 業務改善の推進	38
	(3) 情報システムを活用した効率化	39

4	わかりやすく積極的な情報発信	(1) 県政運営の透明性の向上	40
		(2) 震災復興に関する広報・啓発	42
		(3) 放射線・放射能に関する情報発信	44
5	県民ニーズの把握と県民サービスの向上	(1) 広聴活動の充実	46
		(2) 県民意識調査等による県民ニーズの把握	47
		(3) 県民サービス向上の推進	48
6	道州制を見据えた分権型社会実現に向けた取組の推進	(1) 地方分権型道州制導入の推進	49
		(2) 地方分権型社会の実現に向けた取組の推進	49
改革4 持続可能な財政運営の確立			
1	財政健全化と創造的復興の両立	(1) 持続可能で迅速かつ創造的な復興のための財政運営	50
2	公社等外郭団体改革の推進	(1) 公社等外郭団体の自立的運営の促進	51
3	地方公営企業の経営改善	(1) 広域水道事業の健全経営の推進	52
		(2) 工業用水道事業の健全経営の推進	52
4	県有財産の適正な管理と有効活用	(1) 県有建築物のストックマネジメントの推進	53
		(2) 公共土木施設のストックマネジメントの推進	54
		(3) 農業水利施設のストックマネジメントの推進	55
		(4) 水道施設の強靱化の推進	55
		(5) 県有資産の有効活用	56

改革 1 復興を支えるための事業の選択と集中・体制づくり

1 実施事業の選択と集中

(1) 再生期における事業重点化の方針の策定

復興の加速化に向けた政策財政運営の方針の策定

[震災復興政策課/財政課]

現状・今後の取組

震災からの一日も早い復旧・復興が県政の最優先課題であることから、限られた行政資源の効率的・効果的な配分を行い、復旧・復興の加速化を図るとともに、創造的な復興に向けた取組を力強く推進していくことが必要です。

このため、年度毎に政策・財政会議で政策財政運営の基本方針及び予算の編成方針を策定し、これに基づき適切な行財政運営を行います。

取組内容	26年度	27年度	28年度	29年度
<input type="checkbox"/> 政策財政運営の基本方針の策定	▶▶▶▶▶			

(2) 復興事業の加速化のための事務事業の見直し

復興事業の加速化のための事務事業の見直し

[人事課/財政課/行政経営推進課]

現状・今後の取組

「再生期」においては、震災からの復興を一層スピードアップするため復興事業に重点的に取り組んでいく必要がある一方で、震災前から引き続きある地域課題に対応した事業についても、優先度・重要度を考慮しながら継続して実施していかなければなりません。

限られた人員や予算を真に必要な事務事業に充てていくため、県が担うべき役割は何か、今必要な業務なのか、より効率的・効果的な手法がないのかという視点で事務事業の見直しを行い、生み出された人員や予算を復興事業等優先度の高い事業に充てることで、復興の加速化や県民満足度の向上を図ります。

取組内容	26年度	27年度	28年度	29年度
<input type="checkbox"/> 予算編成段階や組織体制検討段階での見直し	▶▶▶▶▶			
<input type="checkbox"/> これまでの事務事業見直しのフォローアップ	▶▶▶▶▶			
<input type="checkbox"/> 新たな事業見直し手法の検討・試行			▶▶▶▶▶	

2 復興を加速化する体制の整備

(1) 復興にシフトした柔軟な組織体制の整備

組織機構の見直し

[人事課／震災復興推進課]

現状・今後の取組

県の組織機構については、復旧・復興に向けた取組状況を勘案しながら柔軟に見直しを進めてきましたが、新たな行政需要に迅速かつ適切に対応するため、引き続き政策・施策の重点化と連動した組織の再編整備を進めていきます。

また、震災復興計画の推進や復興に係るさまざまな課題等の解決に向け部局横断的に取り組んできた「宮城県震災復興本部」については、復興の進捗に合わせた課題に柔軟に対応できるように運営していきます。

なお、震災前から取り組んできた総務事務の効率化については、震災対応業務が落ち着き、事務量が通常ベースに戻った時期に、検討を再開します。

取組内容	26年度	27年度	28年度	29年度
<input type="checkbox"/> 組織の再編整備	→			
<input type="checkbox"/> 宮城県震災復興本部の運営	→			

適正な定員管理

[人事課]

現状・今後の取組

県では、平成23年2月に「新定員管理計画」を策定しましたが、震災による膨大な復旧・復興事業の発生に伴い、計画に沿った定数削減は困難となったことから、既存事業分の職員数については計画に沿った削減を行い、それを復旧・復興事業をはじめとする新たな行政需要に対応するために再配分しています。

引き続き適正な定員管理を行うことは必要であることから、現行の「新定員管理計画」期間の終了する平成27年度以降については、平成26年4月1日を基準とした新たな定員管理計画を設定し、毎年度、適切な定員管理を実施します。

取組内容	26年度	27年度	28年度	29年度
<input type="checkbox"/> 新たな定員管理計画の策定・管理	→			

(2) 発注業務の円滑化

発注者支援業務等外部委託の活用

〔事業管理課〕

現状・今後の取組

復旧・復興業務に係る人員不足を補い、工事の円滑な執行を図るため、県では平成24年4月から発注者支援業務として工事積算、監督業務を対象に、外部委託を導入しました。さらに、大型工事の発注が本格化することを踏まえ、平成25年9月からは、入札契約に係る審査期間を短縮するため、総合評価落札方式の技術審査業務についても外部委託を導入しています。

震災復興計画の再生期においても、引き続き工事積算等の発注者業務に関して外部委託を適切に活用し、復旧・復興事業の加速化を図ります。

取組内容	26年度	27年度	28年度	29年度
<input type="checkbox"/> 発注者支援業務等外部委託の活用				

3 危機管理体制の充実強化

(1) 防災体制の整備

地域防災計画等の見直し

[危機対策課/原子力安全対策課]

現状・今後の取組

宮城県地域防災計画については、震災時の検証や国の防災基本計画の見直し等を踏まえ、平成24年度・25年度・26年度・27年度と修正を行いました。今後も、災害対策基本法の改正等災害対策の見直しに合わせて修正します。なお、その際には、関係機関や有識者からいただいた意見を必要な対策に反映させます。

原子力防災体制の整備については、原子力災害対策指針の改定に応じて地域防災計画を随時修正し、原子力災害対策重点区域を含む7市町と連携して必要な対策を講じていきます。

さらに、震災後に見直した各種の災害対応対策マニュアルについても、訓練時に検証・確認を行いながら、状況に即した改正を随時行っていきます。

取組内容	26年度	27年度	28年度	29年度
<input type="checkbox"/> 地域防災計画の見直し	→			
<input type="checkbox"/> 原子力防災体制の整備	→			
<input type="checkbox"/> 各種災害対応対策マニュアルの見直し	→			

広域防災拠点の整備

[危機対策課/都市計画課]

現状・今後の取組

大規模災害時には、関係機関と連携し、迅速かつ的確な災害対応活動を実施するため、他県からの広域支援部隊のベースキャンプ用地や支援物資輸送中継拠点、傷病者の域外搬送拠点となるスペースが必要であることから、仙台市宮城野原地区に広域防災拠点を整備します。

また、広域防災拠点を中心として、既存の県有施設や市町村施設から選定した圏域防災拠点との機能補完、相互連携によるネットワークの下、全県的な防災体制を整備します。

取組内容	26年度	27年度	28年度	29年度
<input type="checkbox"/> 広域防災拠点の整備	→			
<input type="checkbox"/> 市町村・関係機関との連携体制の構築	→			

消防団員の確保に関する市町村への支援

〔消防課〕

現状・今後の取組

消防団は、地域防災力の中心として大きな役割を果たしていますが、近年の社会環境の変化などから、消防団員数の減少、消防団員の高齢化などの課題に直面しており、地域における防災力の低下が懸念されています。

消防団員は地域防災の中核的存在であり、県と市町村の共通課題であることを認識し、消防団員確保のために必要な支援に取り組みます。また、消防団員の安全確保のために、消防団の装備の充実に努めるとともに教育・訓練の充実強化に取り組みます。

成果目標 指標： 条例定数に対する充足率

現状 平成 25 年 4 月 1 日現在 86.8% ⇒ 目標 全国平均充足率以上
(平成 24 年 4 月 1 日現在 93.4%)

取組内容	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
<input type="checkbox"/> 消防団員確保のための支援	▶▶▶▶▶			
<input type="checkbox"/> 消防団の装備充実, 教育・訓練の充実強化	▶▶▶▶▶			

消防職団員への教育訓練の実施

〔消防学校〕

現状・今後の取組

震災以降、消防職団員への期待と関心が高まる一方、震災時の犠牲を受けて、より安全に活動できる体制の整備が求められています。

消防職員の専門技術・知識の向上を図るため教育訓練カリキュラムの充実を図るとともに、消防団員についても教育訓練を受ける機会を拡充するため、研修の土曜・日曜開催や職員派遣などにより、受講しやすい環境の整備に努めます。

取組内容	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
<input type="checkbox"/> 消防職員の教育訓練カリキュラムの充実	▶▶▶▶▶			
<input type="checkbox"/> 消防団員の教育訓練受講機会の拡充	▶▶▶▶▶			

(2) 県業務継続計画（BCP）の策定・運用

県BCPの策定・見直し

〔行政経営推進課〕

〔防災砂防課／公営事業課／情報政策課〕

現状・今後の取組

県では、地域防災計画において、大規模な災害が発生した場合に、災害応急対策等の実施や県民生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼすような優先度の高い通常業務を継続するため、業務継続計画（BCP）を策定することとしています。

今後、非常時に対応するための体制の確認や優先業務の洗い出し等を行い、各種災害対応マニュアル等との整合をとりながら、業務継続性の確保を図ります。

また、すでに策定している土木部・企業局のBCPや情報システムのBCP（i-BCP）についても、震災時の課題や訓練結果を踏まえて適宜見直しを行い、より実効性を高めていきます。

取組内容	26年度	27年度	28年度	29年度
<input type="checkbox"/> 県BCPの策定・運用	→			
<input type="checkbox"/> 既存BCPの見直し	→			
・ 土木部BCPの見直し				
・ 企業局BCPの見直し				
・ i-BCPの見直し				

4 市町村に対する復興に向けた支援

(1) 被災市町村に対する支援

沿岸15市町の職員確保に対する支援

[人事課/市町村課]

現状・今後の取組

津波による被害が大きい沿岸15市町では、膨大な復興関連業務を進めていくための職員が不足していることから、県ではこれまでに、都道府県ごとに重点的に支援をお願いする沿岸部市町を定めて全国への訪問要請を実施してきたほか、任期付職員の派遣、復興関連業務の受託などできる限りの支援を行ってきました。

沿岸15市町では全国の地方公共団体から数多くの派遣を受けながら、着実に復旧・復興事業を進めています。平成26年度以降に事業がピークを迎え、さらなる職員確保が必要であることから、引き続き職員の確保や業務軽減につながる支援を継続します。

取組内容	26年度	27年度	28年度	29年度
<input type="checkbox"/> 宮城県市町村復興関係職員確保支援プロジェクトチームによる全庁的支援	→			
<input type="checkbox"/> 市町村震災関係職員確保連絡会議による情報共有・検討	→			
<input type="checkbox"/> 「市町村復興関係職員確保アクション・プラン」に基づく取組の推進	→			

東日本大震災復興交付金等の財源の確保

[市町村課]

現状・今後の取組

東日本大震災からの復旧・復興のためには、その主たる財源となる東日本大震災復興交付金、震災復興特別交付税等の必要額を確保するとともに、長期にわたってこうした特例的な財政支援が継続されるよう国に求めていく必要があります。

各市町においては、国において集中復興期間とされた平成27年度までに完了することができない事業も有しており、平成28年度以降の財源確保が課題となっています。

県では、各市町に対し助言を行うとともに、各市町の課題や要望を集約し、国に対し改善を申し入れることで、財政支援措置の期間延長の実現に取り組んでいきます。

取組内容	26年度	27年度	28年度	29年度
<input type="checkbox"/> 復興財源に関する課題等の集約と国への要望	→			

復旧・復興に関する課題や先進的取組等の情報共有

〔震災復興推進課〕

現状・今後の取組

津波被害を受けた沿岸15市町ではそれぞれ復旧・復興事業に取り組んでいますが、甚大な被害のため前例のない課題も多く、復旧・復興を進める上での課題や先進的な取組事例を共有することが重要になっています。

県では、平成24年度から「県と沿岸15市町震災復興計画所管部課長会議」を開催し、県の関係各部局次長と沿岸15市町の震災復興計画所管部課長が一堂に会し、復旧・復興に関する課題や先進的な取組事例等を共有することにより、各市町が抱える課題の解決を図ってきました。復旧・復興の進捗によって課題も変化していくことから、引き続き各市町の課題解決の参考となるような情報共有に取り組んでいきます。

取組内容

26年度

27年度

28年度

29年度

□「県と沿岸15市町震災復興計画所管部課長会議」の開催



復興推進計画・復興整備計画策定等に関する支援

〔地域復興支援課〕

現状・今後の取組

復興特区制度*を活用するため、税制や規制・手続の特例措置が講じられる復興推進計画について、これまで計画の認定申請に係る調整・支援を行ってきました。また、沿岸市町の土地利用等に係る許可手続等の特例措置が講じられる復興整備計画については、市町の負担軽減を図るため、計画策定への助言や計画の協議の場である復興整備協議会の運営支援を行っています。

今後も、復興の進捗に合わせて必要な特例措置等が活用できるよう、各市町のニーズを把握しながら助言・支援を継続するとともに、新たな規制の特例措置等について国に提案し、その実現を図ることで、復興の円滑化・迅速化につなげます。

※復興特区制度：震災により一定の被害が生じた区域（特定被災区域）において、その全部又は一部の区域が特定被災区域である地方公共団体が特例を活用するための計画（復興推進計画・復興整備計画等）を策定し、その計画が国に認められた場合には特例措置が講じられる制度。

取組内容

26年度

27年度

28年度

29年度

□復興推進計画・復興整備計画策定等に関する支援



被災市町の復興まちづくりに対する支援

[復興まちづくり推進室]

現状・今後の取組

沿岸の被災市町で進められている復興まちづくり事業は、計画策定段階から工事施工段階へと移行しているところです。復興まちづくりが新しいステージに移ることで、新たな課題が顕在化したり、地域ごとにさまざまな課題を抱えた中で事業を進めている状況にあることから、課題解決に向け、引き続き市町を支援していく必要があります。

そのため、新たな課題を把握し、その解決に向けて、関係機関との調整や国等への要望を行うとともに、市町職員対象の復興まちづくりの勉強会等を開催し、技術・制度の理解と情報共有を進めます。

特に、今後大きな課題と見込まれる移転元地の利活用計画の策定や、将来を見据えた新しい復興まちづくりの計画策定を支援し、復興まちづくり事業の円滑な推進と一層の加速化を図ります。

また、「復興まちづくり事業カルテ」の更新を行い、きめ細かな情報提供に努めます。

成果目標 指標：住宅等建築が可能となった復興まちづくり事業の地区の割合

現状 平成 25 年度末 8% ⇒ 目標 平成 29 年度末 100%

取組内容	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
□関係機関との調整・国への要望	→			
□復興まちづくりに関する技術的指導・助言	→			
□「復興まちづくり事業カルテ」の公表	→			

災害公営住宅整備事業の市町からの業務受託

[住宅課／復興住宅整備室]

現状・今後の取組

被災者が安心して生活できる住まいの確保は県の最優先課題の一つです。そのうち災害公営住宅については、県全体で平成 29 年度までに約 16,000 戸を整備する計画ですが、整備の主体となる被災市町においては、ノウハウやマンパワーの不足が課題となっています。

そのため、整備戸数 16,000 戸のうち、2,258 戸（※）について県が被災市町から設計・工事を受託し、整備を進めています。

（※）2,258 戸以外に、設計のみ受託したものが 350 戸あり、平成 26 年度に設計は全て完了しています。

成果目標 指標：災害公営住宅（県受託分）完成戸数

現状 平成 27 年度末（見込み）2,108 戸 ⇒ 目標 平成 29 年度末 2,258 戸

取組内容	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
□災害公営住宅（県受託分）の整備	→			

宮城県サポートセンター支援事務所の運営

[長寿社会政策課]

現状・今後の取組

被災市町では、被災した高齢者などが応急仮設住宅等で安心して生活できるよう、応急仮設住宅団地内などに、見守りや生活・健康相談などを行う仮設住宅サポートセンターを設置しています。県では、サポートセンターをバックアップする「宮城県サポートセンター支援事務所」を開設し、各専門団体と連携しての相談会や、サポートセンタースタッフ（被災者支援従事者）に対しての研修、アドバイザーによる被災市町への助言などの後方支援を行っています。

今後は、災害公営住宅への移行期におけるニーズに対応しながら、引き続き各地域のサポートセンターをはじめとした被災者支援組織に対して、運営相談や研修の実施などの支援を継続していきます。

取組内容

26年度

27年度

28年度

29年度

宮城県サポートセンター支援事務所の運営



市町村等地方公営企業に対する復興に向けた支援

[市町村課]

現状・今後の取組

県内の市町村等公営企業は沿岸地域を中心に著しい震災被害を受けており、被災した施設の早期復旧と経営安定等を図るため、国により特別な財政支援が講じられています。

しかし、沿岸部の地方公営企業の復旧・復興は、職員不足や入札不調等により遅れていることから、市町村等公営企業の早期復旧・復興に向け、県では地方公営企業の経営状況等を把握し経営安定化に向けた助言を行うとともに、財源確保のための国への要望などにより、引き続き支援していきます。

取組内容

26年度

27年度

28年度

29年度

市町村等公営企業の経営安定化に向けた助言



財源確保のための国への要望



改革2 さまざまな課題に対応するための多様な主体との連携

1 市町村と連携した事業の推進

(1) 市町村と連携した事業の推進

滞納整理業務改善運動の推進

[税務課]

現状・今後の取組

震災復興のための財源確保や県税収入未済額のさらなる縮減のためには、県税収入未済額の約8割を占める個人県民税の収入率向上が不可欠であり、徴収している市町村の個人住民税の収入率向上、徴収力向上が求められます。

そのため、個人県民税の徴収は“県と市町村の協働の仕事”であるとの認識で、引き続き市町村と連携して住民税の徴収対策に取り組んでいきます。

成果目標 指標：個人県民税収入未済額

現状 平成23年度決算額 64億円 ⇒ 目標 平成27年度決算時点 51億円以下

取組内容	26年度	27年度	28年度	29年度
<input type="checkbox"/> 各県税事務所の「市町村滞納整理業務改善支援チーム」による助言・指導				
<input type="checkbox"/> 宮城個人住民税徴収対策会議の開催				
<input type="checkbox"/> 宮城一斉滞納整理強化月間の設定				

市町村消費生活相談窓口の機能強化

[消費生活・文化課]

現状・今後の取組

県では、平成21年度から国の交付金を活用して市町村の消費生活相談窓口の機能強化に財政的支援を行っており、その結果、県内33市町村の相談窓口で専門の消費生活相談員が配置され、住民が身近な窓口で相談できるようになりました。

今後、市町村相談窓口の相談対応力の一層の向上を図るため、県の消費生活センターが中心的な役割を果たしながら、助言や情報提供等の支援を行っていきます。

成果目標 指標：市町村の各年度末における斡旋解決率

現状 平成24年度：95.9% ⇒ 目標 平成29年度：100%

取組内容	26年度	27年度	28年度	29年度
<input type="checkbox"/> 市町村消費生活相談員の現地研修の実施				
<input type="checkbox"/> 困難案件に関する助言やアドバイザー弁護士制度の活用				
<input type="checkbox"/> 相談事例に関する県と市町村の情報共有				


市町村との共同による応急仮設住宅等入居者健康調査の実施

〔健康推進課〕

現状・今後の取組

被災者の応急仮設住宅での生活の長期化や災害公営住宅への転居に伴って、心の問題や生活不活発病の発生など、さまざまな健康問題が懸念されていることから、県では市町村と共同で健康調査を実施しています。調査を共同で実施することで、被災市町村の保健師等の専門職の不足をカバーするとともに、別の市町村の民間賃貸借上住宅に入居している方への調査も効率的に実施できます。

県では主に調査の企画や結果の分析を担い、市町村は要確認者のフォローを行うことで、限られた体制でも効果的に調査を実施しています。市町村を中心に、県、関係機関・団体の連携を一層強化することにより、問題を抱えている方を早期に発見し、迅速かつ的確な健康支援を実施します。

取組内容	26年度	27年度	28年度	29年度
□応急仮設住宅及び災害公営住宅入居者健康調査の実施				

2 民間の知恵・力を活かした効果的な事業の推進

(1) 民間活力の導入による公共サービスの提供

民間の創意工夫を活かせる制度の活用

[行政経営推進課]

現状・今後の取組

膨大な復興業務に対応するための県のマンパワーが不足している現状にあって、復興を加速するためにも、多様化した県民ニーズに対応し、より効率的・効果的なサービスを提供するためにも、民間の知恵・力を活かしていくことが求められています。

県ではこれまでも、指定管理者制度の導入やPFIの導入などを行ってきましたが、外部委託の活用について幅広く検討するなど、民間活力の効果的な導入手法について引き続き検討していきます。

取組内容	26年度	27年度	28年度	29年度
<input type="checkbox"/> 指定管理者制度導入施設におけるサービスの向上	→			
<input type="checkbox"/> 公民連携手法の適切な活用	→			
<input type="checkbox"/> 民間企業との協働の推進	→			

(2) 民間との協働による事業の推進

環境リスクコミュニケーションの推進

[環境対策課]

現状・今後の取組

化学物質による環境リスク*を減らすためには、事業者による適正な管理が必要ですが、より合理的にリスクを管理し減らすためには、地域住民・事業者・行政がリスクに関する正確な情報を共有しながら意思疎通と相互理解を図る「リスクコミュニケーション」による取組が必要です。

そのため、県では平成20年3月に作成した「宮城県化学物質適正管理指針」に基づいて、事業者との協働により、地域住民とのリスクコミュニケーションの取組を推進してきました。

引き続き事業者の自主的な取組を推進し、一層の浸透と定着を目指します。

*環境リスク：化学物質などによる環境汚染が人の健康や生態系に好ましくない影響を与えるおそれ

取組内容	26年度	27年度	28年度	29年度
<input type="checkbox"/> 事業者のためのリスクコミュニケーションセミナー開催	▶▶▶▶▶			
<input type="checkbox"/> 事業者主導型リスクコミュニケーション事業の実施	▶▶▶▶▶			

多様な主体による森づくりの推進

[森林整備課]

現状・今後の取組

環境問題への関心や社会貢献意識の高まりから、森づくり活動への参加を希望する企業や団体が増加しています。県ではこうした企業や団体との協働による森林整備を進めるため、「わたしたちの森づくり事業」を平成18年度から実施しています。また、東日本大震災の津波で被災した海岸防災林の再生に当たって、「みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動」を平成25年度から開始しています。

活動を行う企業や団体にとっては、森林や環境保全について身近に捉える機会になること、県にとっては、民間の参加・協力により森林整備ができることから、双方にメリットのある事業であり、今後も一層の推進を図ります。

成果目標 指標：協定締結数及び森林整備面積

現状 平成24年度 15件 95.04ha ⇒ 目標 平成29年度 36件 270.00ha

取組内容	26年度	27年度	28年度	29年度
<input type="checkbox"/> 「わたしたちの森づくり事業」の推進	▶▶▶▶▶			
<input type="checkbox"/> 「みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動」の推進	▶▶▶▶▶			

(3) 空港民営化を核とした地域活性化の推進

仙台空港民営化の推進

[富県宮城推進室／空港臨空地域課]

現状・今後の取組

平成25年6月の「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律」成立以降、国や県等による手続きが行われ、平成28年7月には民間事業者による仙台空港の運営事業が開始される予定です。

民間企業が空港を一体的に運営することで、着陸料や施設利用料の柔軟な設定や、空港施設全体を柔軟かつ機動的に運用することが可能となり、新規路線の就航や便数の増大といった利用者の利便性の向上が期待されます。また、こうした取組により旅客数や取扱貨物量が増大し、空港及び周辺地域の活性化につながっていくことが期待されます。

県では、この民営化を契機に、観光やビジネス、物流等の空港機能を高め、仙台空港を「東北再興の拠点空港」へと発展させる取組を、運営権者と連携しながら地域と一体となって推進していきます。

取組内容	26年度	27年度	28年度	29年度
□「サポーター会議」の開催による地元機運の醸成と情報発信	→			
□県が出資する仙台空港関連第三セクターへの支援と調整	→			
□空港運営権者と連携した旅客・貨物の需要創出			→	

(4) 大学等の研究機関との連携

県内大学との連携

[震災復興政策課]

現状・今後の取組

県民ニーズが多様化・複雑化する中で、県が新たな施策を展開していくためには、高度な知見やノウハウを持つ大学と連携することは有効な手段であり、県ではこれまでもさまざまな分野において連携を図ってきました。

今後も、震災復興の過程において生じるさまざまな課題や県民ニーズに対応していく必要があることから、県内大学等との連携の取組を継続していきます。

特に、県が設置した宮城大学との連携について、各学部の特性等を踏まえ、被災地域の経済活性化等に資する共同事業の実施等を検討します。

取組内容

26年度

27年度

28年度

29年度

県内大学との協定等に基づく連携



宮城大学との共同事業の検討・実施



産学官の連携による高度技術産業の集積・促進

[新産業振興課]

現状・今後の取組

これまで、地域企業の基盤技術の高度化を支援するため、学術機関や研究機関、産業支援機関などで「KCみやぎ推進ネットワーク」を構成し、産学官連携による技術的支援を行ってきました。

特に、県内の被災企業では生産能力や研究開発力の回復・向上が課題となっていることから、技術的支援を優先して行います。また、新製品・新技術の開発を積極的に進め、新たな市場開拓や商品展開を図っていこうとする意欲の高い企業に対して、産学官連携を通じた総合的な支援を行うことで、学術機関等が有する先端技術の移転や地元企業の技術の高度化を図ります。

成果目標 指標：産学連携件数

現状 平成24年度 635件 ⇒ 目標 平成26年度～29年度（累計） 2,000件

取組内容

26年度

27年度

28年度

29年度

「KCみやぎ推進ネットワーク」による技術的支援



高大連携の推進

〔教育企画室／高校教育課〕

現状・今後の取組

魅力ある高校づくりの一環として、平成26年度から松島高校に観光科を、水産高校に水産業の6次産業化を念頭に置いた教育課程を、平成28年度から多賀城高校に災害科学科を新たに設置することとしています。

新たに設置するこれらの教育課程については、既存の高校教育の枠組みにとらわれない新たな取組となるため、教員の養成や教材の開発などにおいて、高い専門性を有する大学との連携が必要です。

県では、県内大学と包括連携協定を結び、教員の研修やゼミへの参加、共同研究などにより各大学の専門性を高校教育に活かしていきます。

また、高校生が大学の教育・研究内容への理解と関心を深められるよう、大学で行われる公開授業や公開講座のほか、地域公開講座に高校生の参加を促進し、高大連携の取組を一層推進していきます。

取組内容	26年度	27年度	28年度	29年度
<input type="checkbox"/> 新設学科等の専門性向上に係る連携	→			
<input type="checkbox"/> 大学の公開講座等への高校生の参加促進	→			

(5) 地方独立行政法人との連携

拓桃医療療育センターと県立こども病院の一体的な機能連携の実現

〔障害福祉課〕

現状・今後の取組

県立県営の医療型障害児入所施設「拓桃医療療育センター」の建替えに当たっては、地方独立行政法人が運営する小児高度専門医療施設「宮城県立こども病院」との一体的な連携により、急性期から慢性期、在宅に至るまでの高度で一貫したサービスが提供できるよう、こども病院の隣接地に移転整備することとしています。

こうした一体的な機能連携を実現するため、平成27年4月に運営主体を「地方独立行政法人宮城県立こども病院」に統合しました。

今後、平成28年3月の移転完了までに、必要な準備を着実に進め、民間の運営ノウハウを活かしたサービス水準の向上と効率的な施設運営を実現していきます。

取組内容	26年度	27年度	28年度	29年度
<input type="checkbox"/> 拓桃医療療育センターの県立こども病院との運営統合	→			

3 県民・NPO等との協働の推進

(1) 公益的な活動を行う多様な主体との協働の推進

NPOとの協働の推進

[共同参画社会推進課]

現状・今後の取組

営利を目的とせず、自発的に社会的・公益的な活動を行うNPOは、福祉やまちづくりなど幅広い分野で役割を担っているほか、震災後の被災者支援においては、行政では行き届きにくい分野において活動しており、非常に重要な役割を担っています。

こうしたNPOが今後も自立的に継続した活動を行うためには、人材育成や組織マネジメント等の基礎的能力の強化を図る必要があることから、県では引き続きNPO活動を促進する取組を実施します。

また、地域課題の解決に取り組むNPOについて、社会全体で理解を深めるとともに、県や市町村が対等なパートナーとしてNPOと協働していけるよう、NPOに対する理解の促進を図ります。

取組内容	26年度	27年度	28年度	29年度
<input type="checkbox"/> NPO活動の促進 ・みやぎNPOプラザの運営 ・NPO向け基礎的能力強化のための講座の開催 ・NPOの活動資金に対する低利融資 ・NPOに対する県有遊休施設の貸付 ・NPOが行う復興・被災者支援活動に対する助成(国の交付金を活用)				
<input type="checkbox"/> NPOとのパートナーシップの推進 ・行政職員向けのNPO理解促進のための講座の開催 ・NPO推進事業評価の実施				

多様な主体との連携による復興活動の推進

[地域復興支援課]

現状・今後の取組

津波被害が甚大な沿岸部では震災によりこれまでの地域コミュニティが失われたことから、避難先でのコミュニティづくりと、避難生活が解消された後の新たな集落単位でのコミュニティづくりに対し支援が必要になっています。

県では、被災地の地域づくりを目的とした住民主体の地域活動を促進するため、市町村や関係団体と連携して、それぞれの地域で意欲的に復興に取り組む人材を募り、一定期間「復興応援隊」として地域住民の活動支援に従事してもらう「復興応援隊設置事業」を実施しています。

併せて、「復興応援隊」の活動が円滑に行われるよう、隊員に対する研修や復興支援に携わる人材の育成、被災地域間の連携・情報共有、制度周知等の後方支援を行っています。

被災地域の支援活動団体と協働してこうした取組を推進することで、住民参加によるコミュニティづくりを進めていきます。

成果目標 指標：復興応援隊設置地区数

現状 平成 25 年度当初 8 地区 ⇒ 目標 平成 29 年度末 15 地区

取組内容	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
<input type="checkbox"/> 「復興応援隊設置事業」の実施	▶▶▶▶▶			
<input type="checkbox"/> 「復興応援隊」に対する後方支援	▶▶▶▶▶			

民間・NPO等との協働によるスポーツ活動の推進

[スポーツ健康課]

現状・今後の取組

震災後の被災地支援活動等を通じ、スポーツの持つ力やスポーツでつながる地域の「絆」の重要性が改めて認識されています。

生涯にわたるスポーツ活動や競技力向上に向けた取組を推進するためには、県民をはじめとして、民間企業、スポーツ関係団体、NPO、大学、国、市町村など幅広い主体が協働して取り組む必要があります。

県では、県内外のスポーツ関連団体等による実行組織との連携を強化しながら、トップアスリートの輩出や地域のスポーツ活動の活性化、スポーツ指導者の育成などに取り組めます。

取組内容	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
<input type="checkbox"/> みやぎジュニアトップアスリートアカデミーの開催	▶▶▶▶▶			
<input type="checkbox"/> 未来を担うみやぎっ子体力向上キャンペーンの開催	▶▶▶▶▶			

(2) 県民参加による事業の推進

社会資本整備に関する地域協働（コラボ）事業の推進

〔道路課／河川課〕

現状・今後の取組

道路や河川などの社会資本整備に当たっては、事業実施過程の透明性確保やさまざまな形での住民参画に取り組んでいます。特に地域住民の生活に密着した身近な社会資本については、事業の計画段階から、地域関係者と行政が協働で計画を立案する地域協働（コラボ）事業として実施することで、柔軟かつ確実に施設整備や運用改善が図られ、地域住民の満足度も向上すると期待されます。

今後も、地域住民の参画のもと地域状況や課題に応じた効果的な事業計画を立案できるよう、地域協働（コラボ）事業を活用します。

成果目標 指標：地域協働（コラボ）事業数

現状 平成 25 年度 4 箇所 ⇒ 目標 地域住民の生活に密着した身近な社会資本整備事業について、引き続き地域住民と協働しながら地域状況や課題に応じた事業を進めます。

取組内容

26 年度

27 年度

28 年度

29 年度

□地域協働（コラボ）事業の推進



農業農村整備事業における地域住民等との協働の推進

〔農村振興課〕

現状・今後の取組

農業の生産基盤である農地や農業水利施設等の整備や管理のあり方を検討する際には、地域の関係機関や住民等の参加により、ともに将来の農業・農村を考え、協働していくことが不可欠です。

整備構想、調査計画、設計、実施等の各段階において、必要に応じて打合せ会やワークショップ等を開催し、円滑な合意形成を図ります。

なお、津波被害を受けた沿岸部においては、先進的で競争力のある農業を実現するため、単なる原形復旧にとどまらない抜本的な土地利用の再構築を進めていますが、未だ、仮設住宅等に分散して居住している地域住民もおられることから、進め方や合意形成の手法について配慮していきます。

成果目標 指標：各種地元との打合せ会等実施数

現状 平成 24 年度 765 回 ⇒ 目標 地域の状況により実施数は異なりますが、計画策定・事業実施を予定する各地区で実施します。

取組内容

26 年度

27 年度

28 年度

29 年度

□地域住民等との協働による計画策定及び事業実施



アドプト・プログラムの推進

[道路課/河川課/港湾課/都市計画課]

現状・今後の取組

県では、道路・河川・海岸・港湾・公園の5分野において、地域住民や民間団体が清掃や緑化活動に取り組むアドプト・プログラム*を推進してきました。道路・河川・港湾の分野では認定団体が目標を上回るなど成果を上げており、行政と民間のパートナーシップによる事業の好例となっています。

一方、地域住民の高齢化や東日本大震災の影響により活動を休止する団体も生じており、今後さらに活動を広げていくためには、より多くの参加団体を確保していく必要があります。

このため、参加意欲を高める効果的な広報活動や認定要件の緩和などを検討し、アドプト・プログラムの一層の普及に努めます。

※アドプト・プログラム：アドプトとは「養子縁組をする」という意味で、地域の人々が道路や河川などの公共スペースをわが子のように面倒を見ることから命名され、住民が行政との役割分担のもとで、継続的に清掃・美化活動を進める取組です。

成果目標 指標：アドプト・プログラム参加団体数

現状	平成 25 年度当初	⇒	目標	平成 29 年度末
道路関係	271 団体		道路関係	341 団体
河川関係	105 団体		河川関係	120 団体
海岸関係	11 団体		海岸関係	16 団体
港湾関係	31 団体		港湾関係	36 団体
公園関係	13 団体		公園関係	15 団体

取組内容	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
<input type="checkbox"/> 制度の普及啓発 ・ホームページ等による活動状況の紹介 ・サポーターとの意見交換会の開催 ・活動対象区間への表示看板の設置 ・表彰の実施 <input type="checkbox"/> 認定要件緩和の検討				

地域住民等が行う森林保全活動等への支援

[林業振興課]

現状・今後の取組

森林は、水源のかん養や土砂災害の防止、保健休養、生物多様性の保全など多くの機能を有していますが、近年、山村の過疎化や高齢化の進行に伴い、十分に管理の行き届かない森林が増加しています。

このため、地域住民、森林所有者、NPO法人や自治会等の活動組織による里山林の保全管理、森林資源の利活用や森林をフィールドとした環境教育・研修等の取組を支援します。

成果目標 指標：活動エリア（活動組織数）

現状 平成 25 年度：10 市町村（16 団体） ⇒ 目標 平成 28 年度 16 市町村（35 団体）

取組内容	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
<input type="checkbox"/> 森林・山村の多面的機能発揮対策への支援				

社会教育施設でのボランティアの養成と協働の推進

〔生涯学習課〕

現状・今後の取組

多くの県民が利用する社会教育施設において、より良いサービスを提供していくためには、それぞれの施設の活動分野について知識と技術を持つボランティアの協力が必要不可欠です。

このため、各施設においては専門講座を含めた各種講座や研修会などを開催しボランティアを養成するとともに、各種行事にボランティアの協力をいただくことで利用者のサービス向上と円滑な施設運営を図っています。

今後もボランティア人材の確保と育成に継続して取り組み、社会教育施設におけるボランティアとの協働の拡大を図ります。

成果目標 指標：参加ボランティア延べ人数

現状	平成 25 年度	⇒	目標	平成 29 年度末
	図書館 2,286 人			図書館 3,054 人
	美術館 200 人			美術館 300 人
	自然の家 2,676 人			自然の家 2,686 人

取組内容	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
□ボランティア養成研修等の開催	→			
□ボランティアとの協働	→			
・図書館 書架整理・展示室案内・音訳・読み聞かせ				
・美術館 資料整理・広報物発送				
・自然の家（蔵王, 志津川, 松島） キャンプ活動支援・野外活動支援・登山講師 スキー講師・海洋活動支援				

地域との協働による教育力の向上

〔生涯学習課〕

現状・今後の取組

変化の激しい社会の中で、子どもたちが自立した一人の人間として力強く生きていくためには、学校での学習だけでなく、地域や企業等と連携しながら、さまざまな生活体験、社会体験を通して主体的に学ぶ態度を育成していくことが必要です。

このため、子どもの教育活動を支援する個人・企業・団体等を「みやぎ教育応援団」として認証・登録し、学校からの依頼に基づき無償で支援活動を行う協働事業を推進していきます。

成果目標 指標：「みやぎ教育応援団」利用件数

現状	平成 24 年度	1,306 件	⇒	目標	平成 29 年度	1,500 件
----	----------	---------	---	----	----------	---------

取組内容	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
□「みやぎ教育応援団リスト」（人材バンク）による情報提供とマッチング支援	→			

改革3 前例のない課題に挑戦し乗り越えていくための行政能力の向上

1 内部統制の整備

(1) 内部統制システムの構築

内部統制システムの構築	〔行政経営推進課〕								
現状・今後の取組	<p>震災からの復興を加速させ、かつ、行政改革を円滑に進めるには、住民から信頼される行政運営に取り組むことが重要です。</p> <p>現在、膨大な復旧・復興事業の発生等に伴い、事務処理の誤りや遅延などが起きており、決算審査意見の中でも改善の必要性を指摘されています。そのため、内部統制システムを新たに整備・運用することによって、住民からの信頼確保や全職員の意識改革に努め、法令等の遵守による不適正な業務執行の防止、事務事業の有効性・効率性の確保を図り、ひいては業務改善、行財政システムの転換にもつなげていこうとするものです。</p>								
取組内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 25%;">26年度</th> <th style="width: 25%;">27年度</th> <th style="width: 25%;">28年度</th> <th style="width: 25%;">29年度</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	26年度	27年度	28年度	29年度				
26年度	27年度	28年度	29年度						
<input type="checkbox"/> 内部統制システムの構築									

(2) 内部統制システムの運用

内部統制システムの運用	〔行政経営推進課〕								
今後の取組	<p>内部統制システムに関する推進要綱及び基本方針を定め、毎年度、行動計画を策定してPDCAサイクルを回し、全庁を挙げて組織的・継続的に改善を図ることで、適正かつ効率的・効果的な行政運営を行い、県民の負託に応えます。</p>								
取組内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 25%;">26年度</th> <th style="width: 25%;">27年度</th> <th style="width: 25%;">28年度</th> <th style="width: 25%;">29年度</th> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: center;"></td> </tr> </table>	26年度	27年度	28年度	29年度				
26年度	27年度	28年度	29年度						
<input type="checkbox"/> 内部統制システムの運用									

2 「人財」育成

(1) 研修の充実

階層別研修の実施

[公務研修所]

現状・今後の取組

公務研修所における職員研修は「みやぎ人財育成基本方針」に基づき実施していましたが、震災後は復興関連業務の増大等に伴い、震災復興に当たって特に求められる能力を組織的に向上させるため、平成24年3月に「震災復興期における研修所研修の基本方針」を策定し、それまでの選択制研修中心から、階層別研修の見直しと強化を図ってきました。

今後も、県民ニーズを踏まえつつ将来を見据えた新たな政策を創造できる職員の能力向上や、震災から学んだ危機対策を今後の危機管理体制の強化に活かしていくための研修が求められることから、「震災復興期における研修所研修の基本方針」に基づき、より充実した階層別研修が実施できるよう、毎年度研修計画を見直します。

また、復興業務の進捗や組織の課題を踏まえながら、選択制研修の充実も併せて行っています。

取組内容

26年度

27年度

28年度

29年度

階層別研修の充実・強化



職員の法務能力の向上

[私学文書課]

現状・今後の取組

震災からの復興を迅速かつ円滑に進めるとともに、地方分権型社会の実現を図るためには、職員全体における法務能力の向上が重要となります。

県では、震災後に増加している複雑な法律問題に適切に対応するために、法曹有資格者である法務担当職員を中心として県の業務を担う職員からの法律相談に対応しています。

また、法務担当職員を中心に、法務に関する知識の共有を目的とした庁内イントラネットを活用した資料提供、法務に関する勉強会の開催などにより、職員の法務能力の向上を図っています。

今後も、職員が日々の業務における法律問題に適切に対応できるよう取組を継続します。

取組内容

26年度




27年度

28年度

29年度

法務担当職員による法律相談、法務に関する資料の提供、法務に関する勉強会の開催



(2) 政策企画力の向上				
現場実態を踏まえた政策形成能力の向上			〔行政経営推進課〕	
現状・今後の取組	<p>県民が真に必要とする施策・政策を立案するためには、職員が現場実態を的確に把握・分析することが不可欠です。特に震災からの復興を実現していくためには、実際に復興を担う現場の課題やニーズを積極的に捉え、それを政策立案に反映させていく必要があります。</p> <p>これまでも各部署において現場訪問やデータベースを活用した情報共有や自主研究などの取組が行われていますが、それらを実際の政策立案につなげられるような有効な取組を全庁的に展開することで組織力の向上を図ります。</p>			
	取組内容	26年度	27年度	28年度
□政策立案に役立つ取組の紹介と活用				
「M-SQUARE」の充実による政策議論の活発化			〔震災復興政策課〕	
現状・今後の取組	<p>震災以前から、職員間で政策形成のベースとなる情報を共有・集積するためのネットワークシステム（「M-SQUARE（エムスクエア）」）を活用し、政策企画力の向上を図る各種取組が検討されてきましたが、震災後は、震災復興への対応を優先せざるを得ない状況から、「M-SQUARE」の利用状況も低調となっています。</p> <p>「M-SQUARE」を活用することで、個々の職員が有する知識・ノウハウの共有や、職員同士の前向きな意見交換やコミュニケーションの活性化が図られ、組織の政策企画力の向上につながると期待されることから、復興業務の進捗やこれまでの取組も踏まえつつ、内容の充実と活用を図ります。</p>			
	取組内容	26年度	27年度	28年度
□「M-SQUARE」の充実と活用				
政策提案コンテストの開催			〔震災復興政策課〕	
現状・今後の取組	<p>職員の政策力の向上は、今後の地方分権や震災復興の推進を踏まえると必要不可欠ですが、職員が政策を提案する場がなくなっていたことから、平成25年度に、知事・副知事等を審査員とした「政策提案コンテスト」を開催したところです。</p> <p>このような政策提案の場を設けることで、職員が自ら政策を提案する機会が確保され、特に若手職員にとっては、政策立案やプレゼンテーションの貴重な経験となることから、県庁全体の政策力の向上につながると期待されます。また、コンテストの場で評価することで、前向きに知恵を出し合おうとする意欲的な職員を増やし、組織としてもそれを積極的に評価する機運を醸成することができます。</p> <p>今後も引き続き、宮城の将来に向けた斬新な政策アイデアの発掘、職員の政策立案能力、プレゼンテーション能力の向上を図るため、政策提案コンテストを開催します。</p>			
	取組内容	26年度	27年度	28年度
□政策提案コンテストの開催				

3 仕事の進め方の効率化

(1) 職場環境の改善

執務環境の整備

[行政経営推進課]

今後の取組
・
現状

効率的に業務を進めるためには執務環境の整備が基本になりますが、震災復興業務の増大に伴う書類の増加とスペース・整理時間の不足等により、十分に行われているとは言えない状況にあります。

改めて、いわゆる5S（整理・整頓・清掃・清潔・習慣）の推進等による執務環境整備の必要性について啓発するとともに、各職場における自主的な取組を推進します。

取組内容

26年度

27年度

28年度

29年度

5S（整理・整頓・清掃・清潔・習慣）の推進



職場内のコミュニケーションの促進

[行政経営推進課]

現状・今後の取組

限られた人員で業務を効率的・効果的に進めていくためには、上司・部下、同僚間のコミュニケーションを促進し、相互理解を深めるとともに、助け合いの意識を醸成していくことが求められます。また、そのときどきの状況に応じた適切な業務配分や業務の進め方・優先順位に対する的確な指示など、管理職が適切にマネジメントを行うためにも、普段からのコミュニケーションが欠かせません。

こうした取組はこれまで個人あるいは各職場での工夫にとどまることが多かったことから、組織としてその重要性を喚起するとともに、各職場の効果的な取組を集約し、情報提供することで全庁への展開を図ります。

取組内容

26年度

27年度

28年度

29年度

職場内のコミュニケーションの促進



(2) 業務改善の推進

業務改善の推進

[行政経営推進課]

現状・今後の取組

復興事業など多くの事業を抱える中で、各業務をより効率的に実施する必要があることから、これまでの慣習や前例にとらわれず、各職場の創意工夫による取組を推進することで、事務事業の迅速化と生産性の向上を図ります。

また、業務改善を組織的に進める意識を醸成するため、業務効率化の考え方や業務見直しの視点について情報提供するとともに、各職場の業務改善事例を全庁的に周知し、優れた取組を表彰するなど、改善意欲の向上を図ります。

取組内容	26年度	27年度	28年度	29年度
<input type="checkbox"/> 業務改善提案の募集	▶▶▶▶▶			
<input type="checkbox"/> 業務改善事例の集約と活用	▶▶▶▶▶			

包括外部監査結果に対する措置状況のフォローアップ

[行政経営推進課]

現状・今後の取組

包括外部監査における結果及び意見に対する措置状況については、その後の検証体制が確立されていなかったことから、監査結果の取扱いを定めて判断を明確にし、「検討中」の項目については対応管理票の作成によりその後の判断が確認できる体制を整えたところです。

対応管理票を活用したフォローアップにより、継続して事務事業や事業管理を見直し、監査結果を十分に活用します。また、監査結果に対し「措置を講じない」と判断した際の根拠について、各機関において説明責任を果たすとともに、県としてその判断の妥当性を確認します。

取組内容	26年度	27年度	28年度	29年度
<input type="checkbox"/> 包括外部監査結果に対する措置状況のフォローアップ	▶▶▶▶▶			

(3) 情報システムを活用した効率化

情報システムの最適化の推進

〔情報政策課〕

現状・今後の取組

効果的かつ効率的なIT投資を行うことにより、情報システム関連経費の削減など費用対効果の向上を図ることを目的として、平成21年2月に「宮城県情報システム最適化計画」を策定し、計画推進期間の平成25年度まで、毎年度着実に情報システムの維持管理経費を削減してきました。

計画推進期間終了後の平成26年度に、県が所管する情報システム全体のコスト抑制やセキュリティ確保などを目的として策定した「宮城県情報システム最適化計画（第2期）」に基づき、引き続き情報システムの最適化を推進していきます。

取組内容

26年度

27年度

28年度

29年度

□宮城県情報システム最適化計画（第2期）に基づく取組の推進



社会保障・税番号制度を活用した事務効率化の支援

〔情報政策課／行政経営推進課〕

現状・今後の取組

社会保障・税番号制度*が開始されることに伴い、地方公共団体では、法律の定めに従い、関連情報を独自に事務の効率化に活用することが可能となりました。

今後、社会保障・税番号制度の運用に向けた庁内のシステム整備等を行うとともに、制度を有効に活用し、手続きの簡略化など事務の効率化と住民の利便性の向上を図る取組を推進します。

※社会保障・税番号制度：国民一人ひとりに固有の「個人番号（マイナンバー）」を割り当て、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるという確認を行えるようにする制度。社会保障や税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤として整備。

取組内容

26年度

27年度

28年度

29年度

□社会保障・税番号制度を活用した事務効率化の推進



4 わかりやすく積極的な情報発信

(1) 県政運営の透明性の向上

情報公開の推進

〔県政情報公開室〕

現状・今後の取組

県政運営の透明性を高め、県のさまざまな行政活動に関する説明責任を果たしていくため、県ではこれまでも情報公開の推進を図ってきましたが、震災後、復旧・復興関連事業に対する関心が高まったことなどから、情報公開条例に基づく開示請求や行政資料の交付申込が増加しています。

開示請求事務を適正かつ円滑に進めるとともに、開示請求を行うまでもなく任意の情報提供を行うことができるものについては、県民の関心が高い情報や重要な施策に関する情報等を迅速かつ容易に入手することができるよう、引き続き県のホームページ、県政情報センター等を活用した積極的な情報提供に努めます。

また、情報公開の実績については、毎年度取りまとめを行い、県民の皆様に分かりやすく公表していきます。

取組内容	26年度	27年度	28年度	29年度
□開示請求手続きの円滑化				
□行政資料の充実等による情報提供				

県政の「見える化」の推進

〔行政経営推進課〕

現状・今後の取組

厳しい財政状況が続く中、行政サービスの提供についても一層の効率化や選択と集中が求められますが、行政サービスのあり方を県民と共に検討していくためには、まず県民に対し分かりやすく現状を示すことが必要であり、その手法の1つに「見える化」があります。

これまで公表している情報についても、見せ方を工夫することで分かりやすくなることから、まずは県民利用施設等について一覧化して公表する「見える化」を進めます。

また、そうした実例の検証を通じ、他の分野でも「見える化」の取組を展開できるよう情報提供に努めます。

取組内容	26年度	27年度	28年度	29年度
□県民利用施設の利用状況等の「見える化」				
□他分野での「見える化」の検討・推進				

多様な媒体を活用した広報の推進

[広報課]

今後の現状・取組

県内においては引き続き震災及び復興関連情報の提供が求められていることから、震災関連情報の提供とともに復興が目に見えるような広報を、県外向けには震災の記憶の風化が懸念されることから、風化防止に向けた広報を展開していく必要があります。
限られた予算の中で、県民に適時適切な情報を提供するため、広報内容やターゲットに合った媒体を活用して、効率的・効果的な広報を実施していきます。

取組内容	26年度	27年度	28年度	29年度
<input type="checkbox"/> 各種広報媒体を活用した効率的・効果的な広報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県政だより ・ 新聞 <ul style="list-style-type: none"> 【政策広報】 【県からのお知らせ】 ・ テレビ（県外向け広報番組） ・ ラジオ <ul style="list-style-type: none"> 【全県向け】 【コミュニティ】 ・ インターネット <ul style="list-style-type: none"> 【ホームページ】 【メールマガジン（毎週金曜日配信）】 【フェイスブック】 ・ 地上デジタルデータ放送【毎月更新】 ・ コンビニ等への県広報物等掲出・設置 <ul style="list-style-type: none"> 【毎月設置】 				
<input type="checkbox"/> パブリシティの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員向け広報研修会を実施 				

(2) 震災復興に関する広報・啓発

震災復興に関する広報・啓発

[震災復興推進課／震災復興政策課]

現状・今後の取組

復興事業や被災者支援などの施策等に関しては、ホームページやブログ、情報紙など、さまざまな媒体を活用して、広報・啓発を行っています。また、毎月11日に、施設の復旧率や事業の進捗率等「復興の進捗状況」を公表しています。

引き続き、復興事業の進捗や各種支援情報をはじめ、支援者への感謝の気持ちや復興に取り組む地域の人々の思いといった幅広い復興状況の発信に努めるとともに、今後の復興の進捗や新たな課題を踏まえ、より効果的な情報発信の手法を検討します。

取組内容

26年度

27年度

28年度

29年度

□震災復興に関する広報・啓発

- ・ホームページ
(復興の進捗状況, 復興関連リンク集 等)
- ・ブログ (ココロプレス)
- ・情報紙 (みやぎ復興プレス)
- ・ポスター



各分野における復旧・復興情報の発信

[土木総務課／教育庁総務課 等]

現状・今後の取組

土木部では、道路や河川などの公共土木施設や災害復興住宅など所管している復旧・復興事業の進捗状況などの最新情報をタイムリーに提供するため「宮城県土木部復興だより」を発行し、ホームページで公開するほか、県内各所で配布しています。

また、教育委員会でも、ホームページ上に「東日本大震災関連情報」のページを設け、震災後の取組を定期的に更新しながら情報発信しています。

こうした各分野におけるきめ細やかな復旧・復興情報の発信により、県民の不安を払拭し復興の実感につながると期待されることから、今後もわかりやすさや適時性に配慮しつつ、継続的に取り組みます。

取組内容

26年度

27年度

28年度

29年度

□各分野における復旧・復興情報の発信



各地域における復旧・復興情報の発信

[各沿岸部地方事務所 等]

今後の取組

沿岸部を所管する土木事務所や地方振興事務所等では、その地域における復旧・復興事業の進捗や地域に密着した復興の取組などについて、広報紙やホームページ等で独自の情報発信を行っています。

今後も引き続き広報紙を発行すること等により、地域住民や関係団体などと復旧・復興に関する情報の共有を図ります。

取組内容

26年度

27年度

28年度

29年度

□各地域における復旧・復興情報の発信




みやぎ被災者生活支援ガイドブックの作成

〔震災復興推進課〕

現状・今後の取組

県では平成23年度から、被災者に対する支援について、「住まい」や「雇用」「福祉」等の生活再建に必要な制度の概要や問い合わせ先等を記載した「みやぎ被災者生活支援ガイドブック」を作成し、県内外の被災者や支援団体等に配布し、被災者が直接、担当窓口にご相談できる体制を整えています。

今後も、被災者の相談ニーズの変化を踏まえながら、国や被災市町と連携してガイドブックを作成し、被災者等へ配布します。

取組内容	26年度	27年度	28年度	29年度
□みやぎ被災者生活支援ガイドブックの作成・配布				

(3) 放射線・放射能に関する情報発信

「放射能情報サイトみやぎ」等による情報発信

〔原子力安全対策課〕

現状・今後の取組

東京電力福島第一原子力発電所の事故後、県民の放射線や放射能に対する不安が解消されていないことから、県では平成23年度から環境放射線の測定や放射線・放射能に関する各種広報を実施し、県民の正しい理解の促進と不安の払拭を図ってきました。

引き続き放射線・放射能に関するポータルサイト「放射能情報サイトみやぎ」を運営し、測定結果の検索の機能強化などコンテンツの充実を図りながら、正確で分かりやすい情報の発信に努めます。

また、放射線・放射能に関するセミナーの開催や出前講座等により、放射線等に対する理解の促進を図ります。

取組内容	26年度	27年度	28年度	29年度
<input type="checkbox"/> 「放射能情報サイトみやぎ」の運営	→			
<input type="checkbox"/> 放射線・放射能に関するセミナーの開催	→			
<input type="checkbox"/> みやぎ出前講座による団体への講師派遣	→			
<input type="checkbox"/> 放射線・放射能に係る測定結果の広報	→			
<input type="checkbox"/> 放射線・放射能に関するパンフレットの作成等	→			
<input type="checkbox"/> 環境審議会放射能対策専門委員による評価	→			

加工食品等の放射性物質検査の実施と公表

〔食と暮らしの安全推進課〕

現状・今後の取組

県内で流通している加工食品等について放射性物質検査を実施し、これまでに全ての品目について基準値を下回り、安全性に問題のないことが確認されました。引き続き、乳児用食品等を含む流通食品等について放射性物質検査を実施し、安全性を確認するとともに、測定結果や検査に関する正確な情報を県民に迅速に提供することにより、県民の不安の解消につなげます。

また、検査の結果、基準値超過が判明した食品については、製造者等に回収を指導する等適切に対応し、食の安全・安心を確保します。

取組内容	26年度	27年度	28年度	29年度
<input type="checkbox"/> 加工食品等の放射性物質検査の実施と公表	→			

5 県民ニーズの把握と県民サービスの向上

(1) 広聴活動の充実

みやぎの現場訪問事業の実施

[広報課]

現状・今後の取組

知事自らが県民の皆様から意見を伺い、県政に反映させることを目的として、先進的な取組や活動を行っている企業、NPO、各種団体等を視察して意見交換を行う「みやぎの現場訪問事業」については、平成24年度から「“みやぎの復興”現場訪問事業」として復興に取り組む企業等を対象に実施してきました。
今後も「再生期」にふさわしい企業等を知事が訪問することで、現場の状況や課題を把握し、それを施策に反映させていきます。

取組内容

26年度

27年度

28年度

29年度

みやぎの現場訪問事業の実施



「知事への提案」の運用

[行政経営推進課]

現状・今後の取組

県民の皆様から県政に対する提案等をいただく「知事への提案」は、県民ニーズや課題を把握する手段にもなっています。県では、いただいた提案等の件数や主な内容とそれに対する県の考え方について、定期的にホームページで公表しています。
引き続き適切な提案対応と対応状況の公表に努めるとともに、「知事への提案」をきっかけに県民サービスの向上につながった実例をホームページに掲載するなど、県民参画による開かれた県政を推進します。

取組内容

26年度

27年度

28年度

29年度

「知事への提案」の運用



県民の意見提出手続（パブリックコメント）制度の運用

[行政経営推進課]

現状・今後の取組

県政に係る基本的な計画や条例を策定する際などに、作成案の段階で公表し、県民の皆様から意見をいただくパブリックコメント制度は、県の政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図り、県民が県政に参画する機会を確保するための重要な手続きです。
より多くの方に参加していただけるよう情報発信等について工夫しながら、引き続き制度の適切な運用に努めます。

取組内容

26年度

27年度

28年度

29年度

パブリックコメント制度の運用



(2) 県民意識調査等による県民ニーズの把握

県民意識調査の実施

[震災復興政策課]

現状・今後の取組

県政に関する県民ニーズや満足度等の把握は、「将来ビジョン」「震災復興計画」に掲げる政策・施策の評価や新たな施策の企画・立案，事業展開を行う上で重要であると考えています。

復興の状況に応じた県民意識を把握するため，震災前は隔年で行っていた調査を震災後は毎年実施しています。また，震災後の意識を適切に把握するため，被災の状況に応じた集計・分析を行い，調査結果を施策や県政運営に反映させていきます。

取組内容

26年度

27年度

28年度

29年度

県民意識調査の実施



県外避難者ニーズ調査の実施

[震災復興推進課]

現状・今後の取組

平成24年度から，県外避難者の避難生活のニーズや帰郷意思等を把握するため，アンケート調査を実施しています。その調査結果等を踏まえ，平成25年3月には，避難先での生活安定や早期帰郷に向けた具体的取組をまとめた「県外避難者の帰郷支援に関する方針」を策定するなど，被災者支援施策等に反映させるとともに，避難先自治体や支援団体，県内の被災市町と情報共有しています。

県外避難者の帰郷につながる具体的な支援を行うため，調査対象者の絞り込み等効果的な手法を検討しながら，調査を継続して実施し，結果を関係者間で情報共有するなど有効に活用します。

取組内容

26年度

27年度

28年度

29年度

県外避難者ニーズ調査の実施



6 道州制を見据えた分権型社会実現に向けた取組の推進

(1) 地方分権型道州制導入の推進

地方分権型道州制導入の推進

[震災復興政策課]

現状・今後の取組

人口減少・少子高齢社会の到来やグローバル化の進展など多くの困難な課題に適切に対応していくためには、現在の中央集権体制を改め、国と地方の役割を抜本的に見直す究極の地方分権の姿である道州制の導入が必要不可欠であり、県では導入推進の立場から提言等を行ってきました。

しかしながら、国のあり方の一大改革である道州制の導入については、法案の国会提出がなされていない状況であることから、引き続き地方分権型道州制の実現に向け、情報収集や政府等への提言活動等に取り組みます。

取組内容	26年度	27年度	28年度	29年度
<input type="checkbox"/> 道州制に関する政府等への提言活動等	▶▶▶▶▶			

(2) 地方分権型社会の実現に向けた取組の推進

地方分権型社会の実現に向けた取組の推進

[震災復興政策課]

現状・今後の取組

地方が自らの責任において地域のあり方を決定し、地方の実情に応じた社会を実現させるため、国から地方へのさらなる権限・財源の移譲が求められています。

地方分権型社会の実現に向け、地方分権改革の取組を着実に実行するとともに、国から地方への権限・財源のより一層の移譲に向けた取組を推進します。

取組内容	26年度	27年度	28年度	29年度
<input type="checkbox"/> 地方分権に向けた調査分析・提言活動等	▶▶▶▶▶			
<input type="checkbox"/> 機運醸成、情報発信のための各種広報活動等	▶▶▶▶▶			

改革 4 持続可能な財政運営の確立

1 財政健全化と創造的復興の両立

(1) 持続可能で迅速かつ創造的な復興のための財政運営

「みやぎ財政運営戦略」の推進 〔財政課〕

現状・今後の取組

「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画【再生期】」に掲げる迅速かつ着実な復興と将来ビジョンを実現するため、持続的な予算編成を行うにとどまらず、課題解決のための効率のかつ重点的な財源配分を戦略的に実施していく財政運営が求められています。

そこで、「財政の健全化と持続可能な財政運営の実現」と「迅速かつ創造的な復興のための予算の重点配分の実現」を目標に定め、健全財政の度合いを示す健全化判断比率^{※1}及びプライマリー・バランス（PB）^{※2}の動向に配慮しながら、歳入面での確保対策や歳出面での抑制対策に取組むとともに、復旧・復興についての予算の重点化や財源の有効活用などの取組を進めます。

※1 健全化判断比率：実質赤字比率^{※3}，連結実質赤字比率^{※4}，実質公債費比率^{※5}，将来負担比率^{※6}の総称です。これらの比率が一定基準以上となった場合は、財政健全化計画または財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならないとされています。

※2 プライマリー・バランス：その時点で必要とされる政策的経費等を、その時点の県税収入等でどれだけ賄えているかを示す指標です。

※3 実質赤字比率：一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率をいいます。赤字の程度を指標化することにより、財政運営の悪化の程度を知ることができます。

※4 連結実質赤字比率：公営企業会計を含むすべての会計を対象にした実質赤字額及び資金不足額の標準財政規模に対する比率をいいます。地方公共団体全体としての財政運営の悪化の程度を知ることができます。

※5 実質公債費比率：一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模を基本とした額に対する比率をいいます。借入金の返済額等の大きさを指標化し、資金繰りの程度を知ることができます。

※6 将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率をいいます。将来的な財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標といえます。

成果目標 指標：健全化判断比率・プライマリー・バランス（臨時財政対策債を除く元金ベース）

<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健全化判断比率（平成 24 年度決算） 実質公債費比率：15.2% 将来負担比率： 226.9% ・PB：475 億円（平成 26 年度当初予算） 	⇒	<p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健全化判断比率：安定化 ・PB：黒字安定推移
--	---	---

取組内容	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
□ 「みやぎ財政運営戦略」の推進				

2 公社等外郭団体改革の推進

(1) 公社等外郭団体の自立的運営の促進

「第IV期宮城県公社等外郭団体改革計画」に基づく助言・指導

[行政経営推進課]

現状・今後の取組

平成17年4月に施行された「宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例」の趣旨にあるとおり、県及び公社等外郭団体（以下「公社等」という。）がそれぞれの役割及び責任の分担を明確にし、公社等の自律性を高め、両者が協働して、県民福祉の向上に努める必要があります。

そのため、「第IV期宮城県公社等外郭団体改革計画」（計画期間：平成26年度から平成29年度まで）を策定し、社会経済情勢の変化や東日本大震災からの復旧・復興に向けた新たな役割等を考慮しながら、公社等の役割・意義を問い直すとともに、公社等への県の関与の適正化及び公社等の自立的運営のさらなる促進を図っていきます。

取組内容	26年度	27年度	28年度	29年度
<input type="checkbox"/> 「第IV期宮城県公社等外郭団体改革計画」に基づく助言・指導				

3 地方公営企業の経営改善

(1) 広域水道事業の健全経営の推進

広域水道事業の健全経営の推進

[水道経営管理室]

現状・今後の取組

水道用水供給事業は、県内25市町村に対し安心・安全な水道用水を安定的かつ継続的に供給するもので、県民のライフラインの一つとして重要な役割を担っています。

しかし、人口の減少や節水型ライフスタイルへの移行により今後の水需要の増は期待できず、一方で施設の老朽化に伴う大規模な更新が必要になることが予想されるなど、その経営基盤は、決して安定したものではありません。また、災害時にも安定的に供給するための耐震化やバックアップ体制の整備など施設水準の向上や技術力の確保等が求められます。

震災の経験を踏まえ、社会情勢の変化に対応するため、長期水道ビジョンの大幅な見直しを行い、今後の水道事業経営の指針となる「新水道ビジョン」及び「水道事業推進計画（アクションプラン）」並びに「企業局新経営計画」を策定し、計画的に健全経営を図っていきます。

成果目標 指標：経常収支比率

現状 平成24年度 146.6% ⇒ 目標 平成27年度以降 100%以上

取組内容	26年度	27年度	28年度	29年度
<input type="checkbox"/> 「新水道ビジョン」等の策定				
<input type="checkbox"/> 「新水道ビジョン」に基づく経営健全化の推進				

(2) 工業用水道事業の健全経営の推進

工業用水道事業の健全経営の推進

[水道経営管理室]

現状・今後の取組

産業構造の変化、環境負荷の低減の取組の進展等により、工業用水の需要が伸び悩み、料金収入が低迷している中で、建設後数十年が経過し、老朽化が進んだ施設の更新や耐震化を図り、今後も工業用水道を安定的に供給していかなければなりません。

そのため、新たに策定する企業局の「新水道ビジョン」及び「アクションプラン」並びに「新経営計画」に基づき、今後の需要見込みに合わせた施設の計画的な更新により費用の平準化を図るとともに、適正な料金改定や国の補助制度の活用等による財源の確保により、経営の健全化を推進します。

取組内容	26年度	27年度	28年度	29年度
<input type="checkbox"/> 工業用水道事業の健全経営の推進				

4 県有財産の適正な管理と有効活用

(1) 県有建築物のストックマネジメントの推進

「中・長期保全計画」の策定

[管財課]

現状・今後の取組

県有建築物（庁舎等）については、厳しい財政状況や地球環境負荷低減の必要性から、古くなった建物を長く活用していくことが求められており、安全性を維持しつつライフサイクルコスト^{※1}を低減するため、計画的な保全を実施するストックマネジメント^{※2}を推進していく必要があります。

県では、平成20年度に宮城県行政庁舎中・長期保全計画を策定し、優先度・緊急度を勘案しながら改修工事を実施するとともに、議会庁舎及び合同庁舎等の中・長期保全計画の策定作業を進めてきました。

震災以降の防災機能の見直しや、改修工事の実施状況も踏まえながら、対象建物の現状把握を行い、今後必要となる改修工事の規模及び実施時期等に関する中・長期保全計画を策定することにより、財政負担の軽減や平準化を図ります。

※1 ライフサイクルコスト：施設の建設に要する経費に、供用期間中の運転、補修等の管理に要する経費及び廃棄に要する経費を含めた施設に係る全ての経費。

※2 スtockマネジメント：機能診断に基づく機能保全対策の実施を通じて、既存施設（ストック）の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減するための技術体系及び管理手法の総称。

取組内容	26年度	27年度	28年度	29年度
<input type="checkbox"/> 「中・長期保全計画」の策定				

適切な点検の実施

[営繕課/設備課]

現状・今後の取組

県有建築物を長く有効に活用していくためには、定期的に点検・調査を実施することにより、経年とともに生じるおそれのある事故を未然に防ぎ、安全性や機能性を長期的に確保する必要があります。

施設管理者と連携し定期点検を計画的に実施し、その評価に基づき必要な措置を計画的に講じることにより、県有建築物全般について、安全性、機能性を確保した上で長期的な有効活用を図り、ライフサイクルコストの低減につなげます。

取組内容	26年度	27年度	28年度	29年度
<input type="checkbox"/> 定期点検の実施と計画的な改修の推進				
<input type="checkbox"/> 施設管理者の管理・点検知識の向上				

(2) 公共土木施設のストックマネジメントの推進

公共土木施設のストックマネジメントの推進

〔土木総務課〕

現状・今後の取組

道路や橋梁，河川施設など公共土木施設の維持管理・修繕については，平成18年度策定の「みやぎ型ストックマネジメント・ガイドライン」に基づき，分野毎に個別の事業計画を策定して実践してきました。

また，東日本大震災による施設現況の変化や中央自動車道笹子トンネル事故，国土強靱化への対応等を踏まえ，通常の維持管理のみならず今後想定される大規模修繕も視野に入れ，各分野において維持管理計画及び長寿命化計画の策定や改訂を行っています。

今後は，現在策定している公共施設等総合管理計画や既存の各施設の維持管理計画，長寿命化計画に基づき，公共土木施設全般について長期にわたり最大限に有効活用を図るとともに，より一層の行政コストの削減や環境負荷の低減に向け，総合的な事業管理を行います。

取組内容	26年度	27年度	28年度	29年度
<input type="checkbox"/> 各分野の維持管理計画・長寿命化計画の策定と実践	→			
<input type="checkbox"/> 現在策定している公共施設等総合管理計画や既存の施設の維持管理計画，長寿命化計画に基づく適切な管理	→			
<input type="checkbox"/> ストックマネジメントに係る技術力の向上	→			

(3) 農業水利施設のストックマネジメントの推進

農業水利施設のストックマネジメントの推進

〔農村整備課〕

現状・今後の取組

県内には、用排水機場等の農業水利施設が約 4,000 施設あり、その 7 割が既に標準耐用年数を超過していることから、施設機能が停止した場合に農業生産や地域の住民生活に大きな影響を及ぼす用排水機場から優先して、長寿命化対策に取り組んでいます。

また、施設管理者である市町村・土地改良区と県で地域ごとに「農業水利施設ストックマネジメント地方推進会議」を組織し、標準耐用年数を経過した施設の機能診断を実施するとともに、日頃から適切に維持管理が行われるよう研修会等を開催することにより、点検知識の習得やストックマネジメントに関する意識の向上を図ります。

成果目標 指標：農業水利施設の一次機能診断数

現状 平成 24 年度末（累計）453 施設 ⇒ 目標 平成 29 年度末（累計）700 施設
(年間 50 施設を目標)

取組内容	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
□施設管理者と連携した機能診断等によるストックマネジメントの推進	→			

(4) 水道施設の強靱化の推進

水道施設の強靱化の推進

〔水道経営管理室〕

現状・今後の取組

東日本大震災では耐震化工事を施工した箇所でも被害が発生したり、想定していなかった箇所でも被害が発生するなど、広範囲で同時多発的な被害により、長期間の断水が生じました。

こうした教訓を踏まえ、災害等による被害を最小限にとどめ、被災した場合であっても迅速に復旧できるよう、送水管路のバックアップ体制の整備や震災で被害の多かった伸縮可撓管の調査・補強，基幹土木施設の耐震化・長寿命化を進めます。

成果目標 指標：高区・低区連絡管整備事業の進捗率

現状 平成 25 年度末 1.2% ⇒ 目標 平成 29 年度末 64.0%

取組内容	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
□仙南・仙塩広域水道高区・低区連絡管整備事業	→			
□伸縮可撓管調査・補強工事	→			
□基幹土木施設の耐震化	→			

(5) 県有資産の有効活用

未利用地の有効活用

[管財課]

現状・今後の取組

県では、未利用地の有効活用と歳入確保の一環として、県有財産の売却を進めています。売却を予定している物件を処分対象財産リストとして県ホームページ等で公表し、その中で測量・整地等の売却に必要な条件が整ったものから売却しています。

売却に当たっては、一般競争入札の実施のほか、インターネットのオークションサイトの活用や、公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会宮城県本部との協定締結による媒介等の手法も取り入れ、効果的な売却に努めています。

なお、震災以降、被災地を中心に、県有地の利用状況は変化し、復興事業に関連した処分も増加しており、今後とも新たな処分対象財産の洗い出しとともに時機を捉えた着実な売却を推進していきます。

成果目標 指標：売却額

現状 平成 22 年度～25 年度（累計） 約 25 億円 ⇒ 目標 平成 26 年度～29 年度（累計） 11 億円程度

取組内容

26 年度

27 年度

28 年度

29 年度

□未利用地の有効活用



県有資産を活用した広告事業の推進

[行政経営推進課]

現状・今後の取組

県では、県有施設への命名権（ネーミングライツ）設定や印刷物・県ホームページ等への広告掲載等による広告事業を展開しており、これまで一定の成果を上げてきました。

しかし、全国的な傾向として、ネーミングライツ契約の設定年数・契約額が減少傾向にあることから、新たな広告媒体の掘り起こしに加え、現在ネーミングライツ契約を結んでいる施設の更新に当たっては、契約規模の維持が課題となっています。

引き続き、新たな広告媒体の導入可能性について検討するとともに、既存の広告媒体については継続して契約を得られるよう、積極的にPRを行っていきます。

成果目標 指標：ネーミングライツ導入施設及び広告媒体数ならびに成約数

現状 平成 25 年度当初
ネーミングライツ導入施設 21 施設
その他広告媒体数 16 媒体 ⇒ 目標 平成 29 年度末
ネーミングライツ導入施設 30 施設
その他広告媒体数 20 媒体

取組内容

26 年度

27 年度

28 年度

29 年度

□県有資産を活用した広告事業の推進



宮城県行政改革・行政運営プログラム

平成26年3月策定

平成28年3月改訂

宮城県総務部行政経営推進課

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号

TEL 022-211-2239 FAX 022-211-2297

E-mail gyokeiss@pref.miyagi.jp

ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/gyokei/>